

# 学科教本 統合版 訂正表

(令和1年8月1日版 対応)

P.5~8

「**主** **な** **用** **語** **の** **意** **味**」を以下のように変更します。

## 3. 自動車

原動機を用い、レールや架線によらないで運転する車で、原動機付自転車、軽車両、身体障がい者用の車いす、歩行補助車や小児用の車など（「歩行補助車など」といいます。）以外のものをいいます。

## 4. 原動機付自転車

総排気量50cc以下または定格出力0.60kw以下の二輪車、もしくは総排気量20cc以下または定格出力0.25kw以下の三輪以上の車（三輪以上の車であっても、左右の車輪の距離が0.5m以下で車室を有しないものは総排気量50cc以下または定格出力0.60kw以下）で、軽車両、身体障がい者用の車いす、歩行補助車など以外の車をいいます。

## 6. 軽車両

自転車（低出力の電動機をついたハイブリッド自転車を含む。）、荷車、リヤカー、そり、牛馬などをいいます。  
（電動の運搬車など、原動機を用いる車のうち法令で定められたものを含みます。また、身体障がい者用の車いす、歩行補助車などは歩行者として扱われます。）

## 37. 歩行者

道路を通行している人をいいます。

歩行者（歩行者として扱われる場合を含む。）

道路を歩いている人

身体障がい者用の車いすで通行している人

歩行補助車などを用いて通行している人

自動二輪車や原動機付自転車、二輪や三輪の自転車を押して歩いている人  
（エンジンをかけているものや側車のついているもの、他の車をけん引して）  
いるものは除かれます。

- ▶ 「歩行補助車など」とは、歩行補助車（老人などが歩行を補助するため用いる手押し車）と小児用の車、ショッピングカート（買い物用の手押し車）をいいます。低出力の電動機をついたものもあります。

- 四輪車(660ccをこえる)や  
二輪車の検査標章



- 660cc以下の普通自動車の  
検査標章



上記例の「3」は有効期間の満了する年を、「11」は満了する月を示します。

**ちょっと注目**

保険標章

検査対象外軽自動車や原動機付自転車は、自賠責保険に加入していることを表わす「保険標章」を番号標にはりつけて表示することが義務づけられています。

※標章の色は1年ごとに、青、オレンジ、紫、黄緑、赤、黄、緑の順に変わります。